

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]商業の活性化の必要性

(1)これまでの取り組みと現況

①JR久留米駅周辺地区

戦後、鉄道輸送を軸に、久留米紺やゴム製品などの卸問屋を中心に形成されたJR(当時、国鉄)久留米駅前の集積は筑後一円に影響力をもつ「問屋街」として、復興期の久留米の商業を支えてきた。現在では、商業の重心としては、アパレルや宝飾品などファッショング小売店を中心とする西鉄久留米駅前に広がる小売業の集積地区へと移動し、卸売・小売業の店舗は点在して立地しているものの、ポテンシャルは決して低くない。

②西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区(中心商業地区)

西鉄天神大牟田線の高架化を機に、昭和40年代後半、アーケード建設などの第1次近代化事業を行い、筑後広域圏の中で磁力性を有する広域型商店街を形成してきた。また、昭和58年の二つの市街地再開発事業が完了し、西鉄久留米駅東口では百貨店や大型専門店、スーパーなどで構成する東エリアの商業集積を形成するとともに、一方、六ツ門町ではGMSタイプのダイエー六ツ門店開業によって、既存百貨店とともに西エリアの核店舗として位置した。この結果、東西百貨店を核に、その間を商店街モールとする2核1モールの良好な商業集積を形成し、80万人商圏を有し年間販売額は全市の3分の1を占めてきた。

平成元年の大店法改正以降は、売場面積が2万m²を超える大型ショッピングセンター(SC)が相次いで近隣市町や佐賀県東部へ出店し、その合計は10万m²超となり久留米市中心商業集積の合計にも相当した。また、福岡市天神地区の第2次流通戦争といわれる商業集積の強化もあって、かつての広域商圈は縮小し市内消費者の流出が続いた。

このため、平成4年に特定商業集積整備基本構想を、平成11年に中心市街地活性化基本計画を策定し、公民が一体となって市街地の整備改善や商業の活性化に取り組んできた。これによって、商店街のアーケード整備やモール化、道路・公園などの整備や投資が実施された結果、平成14年までは、衰退する他都市の商店街とは異なり、九州地区の空き店舗率平均13%を下回る7%という水準を維持していた。

しかし、相次ぐ大型SCの出店によって消費者の市外流出に歯止めがかからない状況で、合川地区土地区画整理事業による都市開発に伴い、平成15年に中心市街地から2km圏の近接地に、九州最大級の大型商業施設「ゆめタウン」(延床面積14万m²、売場面積5万m²)が出店し、中心商業に大きな影響を及ぼした。

さらに、平成16年には近隣都市に大型アウトレットモールが開店するなど商業床の増加が続いた。これらの影響で、地元消費者の中心商業離れが進み、商店街内の歩行者通行量が減少傾向をたどり、西鉄久留米駅前や一番街商店街からブティックなどのナショナルチェーンが相次いで撤退する結果となり、現在では、空き店舗率が往時の3倍にあたる20%に達している。

平成 19 年 1 月のアンケート調査によると、「空き店舗の解消」を望む市民の声が約 6 割あるとともに、商店街にオープンカフェなど憩いの場や魅力的なイベントなど滞在型の機能を求めている側面が見える。

(2) 商業の活性化の必要性

○ 地権者との協働

商業は経済活動を通じた街づくりであり、都市に賑わいと活力をもたらすといわれる。

中心市街地において商業の活性化が最も必要な地区は、2 核 1 モールの商業集積を形成している西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区である。

しかし、同地区では、現在中心商店街の空き店舗率が約 2 割に達し、商店街活動や基盤維持にも影響を及ぼしている。このため、小売業者の取り組みだけでは限界であり、今後は地権者を巻き込み、資産活用の観点から土地の高度化や建物の更新を促進するため、ランドオーナー会議などの推進体制を組織し緊急な商業活性化の取り組みが必要である。

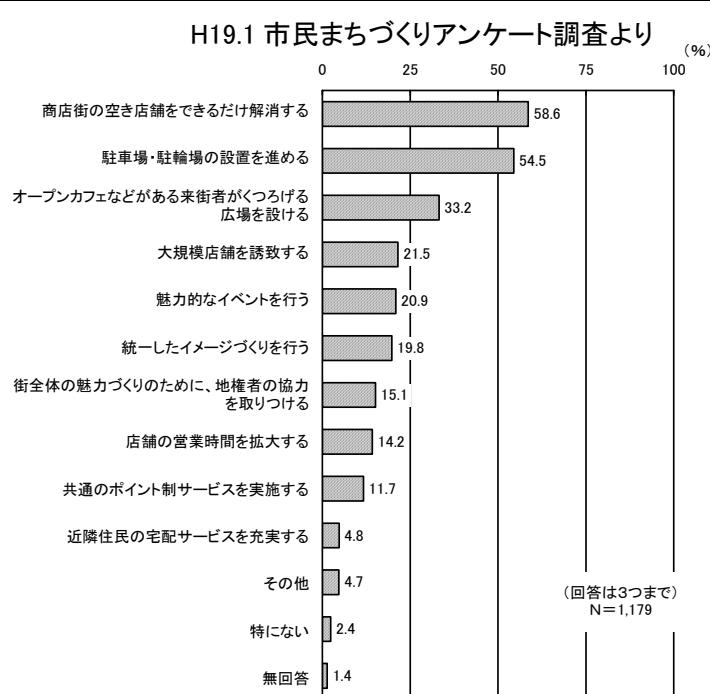
また、(株)ダイエーグループ再生の一環として、平成 17 年 11 月に西地区の核店舗の一つであったダイエー六ツ門店が閉鎖したために、西側の歩行者通行量が著しく減少するなど、商業集積の東西バランスに大きな影響を及ぼしており、早急な対応が必要となっている。今後は、平成 18 年 5 月に経営破綻したビル管理会社の債務処理が完了した後、土地建物の共有者(地権者)を中心として、商業地区にふさわしい利活用が図られるよう働きかけていくことが必要である。

○ 今後の取り組み

現在、テナントの出店が郊外へとシフトしている状況下では、約 80 件の空き店舗をもつ中心商店街を商業だけで再生していくことは困難であり、今後の対応として、高齢者などを対象として、また、市民活動の場としての賑わいづくりを中心に商業、医療、福祉、教育など多様な機能が集積する中心市街地の再構築を目指すことが重要である。

また、平成 15 年 6 月に市民広場として開設した「六角堂広場」にはイベントなどに年間 16 万人を集客しており、今後、平成 19 年 3 月に再整備が完了した西鉄久留米駅東口の広場機能とともに活用して、子ども向けのイベントを増やすなど賑わいづくりに取り組み、JR 久留米駅周辺地区のファミリー層を西鉄久留米駅周辺地区に誘導し、回遊性を図る必要がある。

また、中心商店街などでは、NPO や市民グループと連携したまちづくりを行う中で、商業と連携した事業を進めるとともに、医療や福祉などさまざまな機能集積を推進していくことが必要である。これまで取り組んできた高齢者の来街支援や生涯学習の拠点づくり、冬季の



イルミネーションなどの充実によって、高齢者などに優しい中心市街地の魅力づくりをさらに充実させていく必要がある。

従って、長期的には、市街地再開発事業や基盤整備、百貨店のリニューアルなどを促進し、中心商業地への民間投資を誘発していくこととするが、地権者や民間事業者との調整に相当の時間を要するため、市民活動の場として街の賑わいづくりを推進し、NPOなどとの連携事業を強化していく必要がある。

また、短期的には、中心商店街の衰退に歯止めを掛けるために緊急な空き店舗対策に取り組んでいく。また、平成18年10月からの平成19年9月までの1年間で30店舗の出店(ただし40店舗が退店)があり、久留米市空き店舗対策出店助成制度の充実を図り、毎年10店舗以上の解消を目指す目標に取り組んでいく必要がある。

商業活性化事業等



- ・六角堂広場および西鉄久留米東口広場機能を活用した、イベントなどの賑わいづくり
- ・高齢者や子育て家族向けのイベントを誘導、支援
- ・新世界地区再開発によって、六ツ門あけぼの地区への商業店舗などを誘導
- ・緑化拠点整備事業によって、池町川周辺へ飲食店などを誘導
- ・手厚い改装費支援などの空き店舗対策によって、さまざまな業種業態を誘導
- ・NPOなどの活動支援効果によって、福祉施設や市民活動施設などを誘導
- ・共通駐車券事業の充実によって、車での来街者を誘導

(3) フォローアップの時期

商業環境の急激な変化や空き店舗対策などの緊急性に鑑み、毎年度末にフォローアップを行っていくものとする。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他の事項
都心部賑わい空間整備事業 ・東町公園の再整備と連携し、公園への通り抜けや物産施設の整備、統一した景観づくり、イベント ・H20～21	地権者	<p>○位置付け 商店街と隣接している都市公園との一体的な整備を推進し、物産施設や休憩施設など来街者の交流スペース・憩いの空間を整備し、中心商店街の活性化を図る。</p> <p>○必要性 商店街に隣接する都市公園のイベント活用を図り来街促進に結びつけると共に、商店街に不足している来街者がゆったりとくつろげる空間や物産施設を整備することで賑わいづくりを行っていく。</p> <p>これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省)</p> <p>H20～21</p>	25
くるめ「食の祭典」事業 ・H20～24	久留米商工会議所	<p>○位置付け ラーメン・焼き鳥などのB級グルメの全国大会「B1グランプリ」を核として、久留米ラーメン・筑後うどんを始め、地元食材を中心とした「食の祭典」を開催し、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>○必要性 六角堂広場や西鉄東口、東町公園などの広場や空間を活用し、中心市街地の賑わいづくりを行うと共に、来街促進を図る。</p> <p>これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省)</p> <p>H20</p>	26

中心市街地活性化協議会マネジメント事業 ・民間事業の調整、地権者の組織化、コンセンサス形成、空き店舗対策、テナントリーシングなど ・H19～	久留米市 中心街地	○位置付け 基本計画策定後、中心市街地活性化協議会が効率的な運営、民間事業の推進や新たな掘り起こし作業を進めていく。そのため、同協議会の事務局を強化し、民間事業者の窓口として相談業務や事業推進の役割を担う。	戰略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) H20～22	27
中心市街地商店街空き店舗市対策事業 ・商店街ゾーニングプランに基づく出店者への改装費補助 ・H17～	久留米市	○位置付け 現在、中心商店街の空き店舗が2割に達し、販促活動や運営にも影響を及ぼしている。そのため、商店街が作成したゾーニングプランに適合した業種について、市内外から出店者を誘導していく。 ○必要性 出店者などに手厚い支援を行うことによって、早急な空き店舗の解消を行う。 これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備 総合交付金 (都市再生整備計画) H22～H26	28

B級グルメの聖地(まち)事業 ・H21～24	久留米商工会議所	<p>○位置付け 当市が全国に類のない多彩なご当地グルメと豊かな食文化を持つまちであることを全国に向ける発信するために「B級グルメの聖地(まち)グランプリ九州大会」等の様々な賑わい創出事業を実施し、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>○必要性 ご当地グルメをテーマに「まちの賑わい創り」と「食による街なかブランドの確立」を図ることにより、中心市街地にとっての更なる魅力を生み出していく。</p> <p>これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省） H21～H24	41
中心商店街来街者促進社会実験事業 ・H22～24	久留米市	<p>○位置付け 中心商店街への来街促進ならびに商業の活性化を図る一つの手段として考えられる、時間貸し駐車場の一定時間無料化などに着目し、その効果を検証する為の社会実験を行う。</p> <p>○必要性 中心商店街への来街状況を表す歩行者通行量は、ハード整備が進行中とはいえ、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。そこで、即効性が見込め、来街促進ならびに商業の活性化を図る一つの手段として考えられる一定時間の時間貸し駐車場無料化などの社会実験を行い、その効果の検証および必要性に関する検討を行うものである。</p>	社会资本整備総合交付金(都市再生整備計画) H22～23	43

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主 体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他 の事項
中心市街地商業活性化助言事業 ・民間事業推進の視点から専門家のアドバイスを受け事業の効率的な実施を行う ・H19～H24	久留米商工会議所	<p>○位置付け 中心市街地活性化協議会で初動期の効率的な運営を行っていくために、専門的な見識や技術をもったアドバイザーを設置する。</p> <p>○必要性 そのため、中小企業基盤機構から継続的にアドバイザーを派遣してもらい、民間事業の調整・推進を図る必要がある。</p>	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業(経済産業省)	32 H19～H24

(3)中心市街地の活性化に資する他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主 体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他 の事項
大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域) 設定の提案 ・大店立地法手続き簡素化 ・六ツ門地区 ・H19～	久留米市	<p>○位置付け 大型空きビルの早期解消、再開発事業の推進のため、商業テナントを積極的に誘導することによって中心市街地の活性化を図る。</p> <p>○必要性 中心市街地の大型空きビルや再開発事業などに出店意欲をもつ大型店について大規模小売店舗立地法の出店手続きである調整期間を短縮し中心市街地への出店を誘導する。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	大規模小売店舗立地法特例区域(経済産業省)	33 H19～H24

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主 及び実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
くるめ光の祭典事業 ・中心商店街や市民広場の電飾と連携したシンボルロード(明治通り)などの電飾を実施する ・H17～	株)ハイマート久留米	<p>○位置付け 冬季の中心市街地は、イベントなどが少なくななるため来街者が減少しがちである。そのため、西鉄久留米駅前広場から六ツ門地区までのシンボルロードなどに取り組んでいるイルミネーション事業を充実させて来街促進に取り組んでいく。</p> <p>○必要性 平成23年春の新幹線駅に開業に合わせて、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区まで事業を実施し、中心市街地を横断するラインを強固にすることで東西の回遊性を増し、中心市街地全体の活性化を図る。</p> <p>これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	福岡県補助金	29 H22～
中心市街地活性化推進イベント事業 ・久留米六角堂広場イベント事業(ハイマート久留米) ・都心部商店街イベント助成(各商店街) ・H15～	株)ハイマート久留米等	<p>○位置付け 平成15年度に整備した「六角堂広場」を活用して、街づくり会社や商店街、NPO、市民グループなどが協力してイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組んでいく。また、商店街を単なる買物の場としてだけでなく、市民活動のステージとしての活用を推進する。</p> <p>○必要性 高齢者や子育て家族向けのイベントを積極的に誘導または支援し、広場を中心とした賑わいづくりによって、商業活性化に結び付けていく。</p> <p>これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>		30 H15～

<p>タウンモビリティ事業</p> <p>・送迎サービスと電動車椅子による外出支援</p> <p>・H15～</p>	<p>久留米市</p> <p>NPOシザ</p>	<p>○位置付け 中心商店街と郊外大型店などとの差別化を図り、高齢者などの社会的弱者に優しい街づくりを推進する。</p> <p>○必要性 高齢者が中心市街地を訪れた時、買物などができるサポートが必要なことから、商店街内のステーションに車椅子などを設置し、ボランティアがサポートできる仕組みを継続して支援していく。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>福岡県補助金</p> <p>H21～</p>	<p>31</p>
<p>東口広場賑わい創出事業</p> <p>・整備した東口を広場として活用する</p> <p>・H19～</p>	<p>天神振興会</p>	<p>○位置付け 平成18年度にリニューアルし、広く明るくなった西鉄久留米駅東口の広場機能を活用し、地域イベントなどの会場として中心市街地の活性化を推進していく。</p> <p>○必要性 広場機能を発揮し、イベントやオープンカフェなどにより賑わいを創出し、来街促進を図る。</p> <p>これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>H19～H24</p>	<p>34</p>

NPO連携事業	株)ハイマート久留米	○位置付け 商店街を買物の場としてだけでなく、市民活動の場として活用促進を図るため、街づくり会社とNPOなどが連携し、商店街への来街促進やさまざまな活性化事業に取り組んでいく。	福岡県補助金 久留米市補助金	35
・六ツ門大学(生涯学習講座年2回開講。1回あたり各NPO)	6コース40講座)	○必要性 【六ツ門大学】 来街者を増やすために空き店舗を活用し、中高年の生涯学習の場として整備した六ツ門大学の充実に取り組むとともに、受講者への割引やサービスなどを商店街活動と連携するとで、買物などの経済効果に結びつけていく必要がある。	H19~H24	
・まちなかシネマルネッサンス事業(閉鎖した映画館の再生)	H17~	【まちなかシネマルネッサンス】 閉鎖した映画館を活用し、未公開作品や社会的作品、名画シリーズの上映など新形態の映画館運営に取り組み、時間消費型商店街の再生として、コンサートや寄席、演劇、講演会などに活用し、市民活動と連動した文化活動の支援を行う必要がある。		
・安心快適クリーンな街づくり事業(NPOと協働で行う挨拶、清掃、整理、治安パトロールなどの環境向上)	H19~	【安心快適クリーンな街づくり事業】 来街者が商店街で安心して、楽しく、快適な買物ができる環境を作る必要がある。そのため、ボランティアの学生やNPOと連携して来街者への道案内や商店街クリーンアップ、治安パトロール活動に取り組む必要がある。		
・食育スローフード事業(地元産食材をPRするアンテナショップ、健康講座など)	H18~	【食育スローフードの推進】 安全な食材、健康に良い野菜などの食育のPR活動を行うスローフード活動の拠点を中心市街地の空き店舗などに誘導し、来街促進を図る必要がある。		
	H20~	これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		

共通駐車券事業	(株)ハイマート久留米	○位置付け モータリゼーション社会では、車での来街者へのサービスが不可欠である。街づくり会社が実施している共通駐車券のカード化と民間駐車金	福岡県補助金 久留米市補助金	36
		・共通駐車券ほとめ場との連携により、来街者に対して駐車サービスの充実に取り組んでいく。		
民間駐車場と商店街の連携、市営駐車場の活用	久留米駐車協会	○必要性 街づくり会社が運営する共通駐車券事業を効果的に推進し、街づくり会社、商店街、駐車協会の連携の中で一体的な駐車サービスの提供を行う。共通磁気カード化による無人駐車場への対応、市営駐車場の指定管理者制度の導入と活用を行う。	H19	H19
		これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
街の駅整備事業	(株)ハイマート久留米	○位置付け 街づくり会社が取得した空き店舗に無料休憩スペース、トイレ、授乳スペース、キッズコーナー等を設置するとともに、大学と連携した健康相談、子育て相談等を実施し、来街者支援および来街促進に取り組んでいく。	福岡県補助金 久留米市補助金	37
		○必要性 街づくり会社が、増加する空き店舗対策の一環として、資本金などを活用して商店街に必要な都市福利施設を整備することで、中心商店街の再生に取り組む。		
		これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H20	H20

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)これまでの取り組みと現況

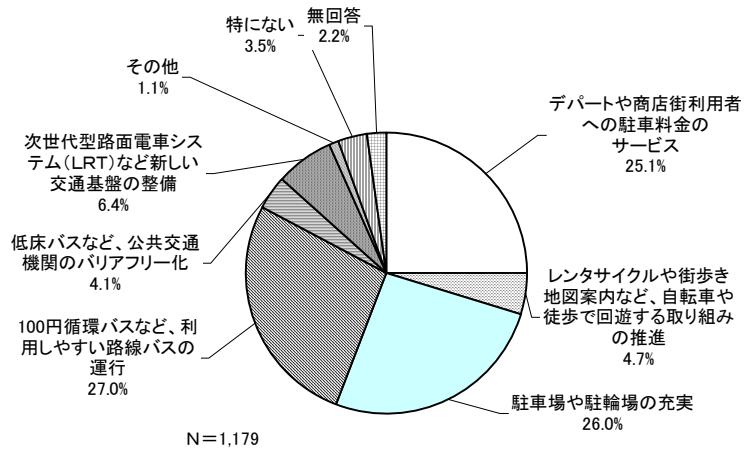
H19.1 市民まちづくりアンケート調査より

中心市街地への来街促進を図るために、公共交通機関の利用促進が不可欠であり、今後も交通事業者と連携して積極的に取り組んでいく必要がある。

現在、都市軸である西鉄久留米駅とJR久留米駅の間を毎日 1,350 便の路線バスが運行しており、両駅間の回遊性を確保している。しかし、平成 13 年に、民間バス会社と連携して中心市街地エリアでのワンコイン循環バスの社会実験を行ったが、事業採算性という観点から本格運営に至っていない。

平成 19 年 1 月の市民まちづくりアンケート調査では、100 円循環バスなど利用しやすい路線バスを望む市民の割合が約3割とニーズが高く、今後は、広域交流の拠点である両駅間の連携や高齢者などの中心市街地への来街促進という観点から、同社と連携しながら継続して協議する必要がある。

西鉄久留米駅では、バリアフリー法の施行に伴い、平成 15 年度から駅舎へのエレベータやエスカレータの設置、東口の商業集積を結ぶ自由通路の整備、2階歩廊の改修工事、駅前広場の整備などの環境整備事業に取り組んでいる。また、百貨店やスーパーなどのリニューアルも同時に実施され、来街者の促進や集客などに結びついている。また、単に同駅の乗り換え機能を向上させるだけに留まらず、今後は地元商業団体が協力して、駅前広場を活用したイベントの開催やオープンカフェの設置など、新たな魅力づくりを行っていく。



(2)公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

JR久留米駅では、平成 23 年春の九州新幹線の開業によって乗り換えなどの交通結節機能の向上が進展していくことになる。そのため、JR久留米駅前広場や駅周辺駐車場を整備していくとともに、中心市街地間の回遊性向上の観点から、また、市民の要望を実現するために、再度 100 円循環バス運行の実現可能性についてバス事業者との検討を行っていく必要がある。

平成 20 年を目指して、交通事業者である西鉄グループによって、電子マネー・乗車ポイント・買い物ポイントによるICカードの導入が進められている。これを機に、街づくり会社と中心商店街が連携して、コミュニティポイントや共通駐車場ポイントなどを付加した地域カードを検討し、来街者への利便性・サービス向上を目指す必要がある。

(3)フォローアップの時期

平成 20 年度に、西鉄グループによるICカード事業の導入が予定されているため、状況や成果などを分析し、平成 21 年度にフォローアップを行うものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他の事項
JR久留米駅周辺整備事業市 (再掲)	久留米市	<p>○位置付け</p> <p>JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。</p> <p>新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に發揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。</p>	<p>社会資本整備 総合交付金</p> <p>(道路事業(街路))</p> <p>H19～H22</p>	<p>地図番号2</p> <p>(道路事業(街路))</p> <p>2-7</p>
・東口駅前広場整備 $A = 8,000 \text{ m}^2$		<p>○必要性</p> <p>【東口駅前広場、西口駅前広場、久留米駅西口線】</p> <p>駅周辺においては、駅前広場や街路などの交通基盤が脆弱であるため、交通結節機能やアクセス機能が不備な状況であり、交通結節機能の強化や東西市街地の一体的な発展の誘導及び駅利用者等に配慮した歩行者ネットワークの確立が必要である。</p> <p>【駅周辺駐車場整備】</p> <p>駅周辺においては、駐車場が少なく路上駐車により交通容量が低下し安全で円滑な交通が阻害されている状況であり、路上駐車の解消及び将来の駐車需要に対応し鉄道と自家用車の乗り継ぎ利便性の強化を図る必要がある。</p>		2-8
・西口駅前広場 $A = 4,800 \text{ m}^2$				2-9
・久留米駅西口線整備 $L=510\text{m}$ $W=20\text{m}$				2-10
・駅周辺駐車場整備				
・H17～H22				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

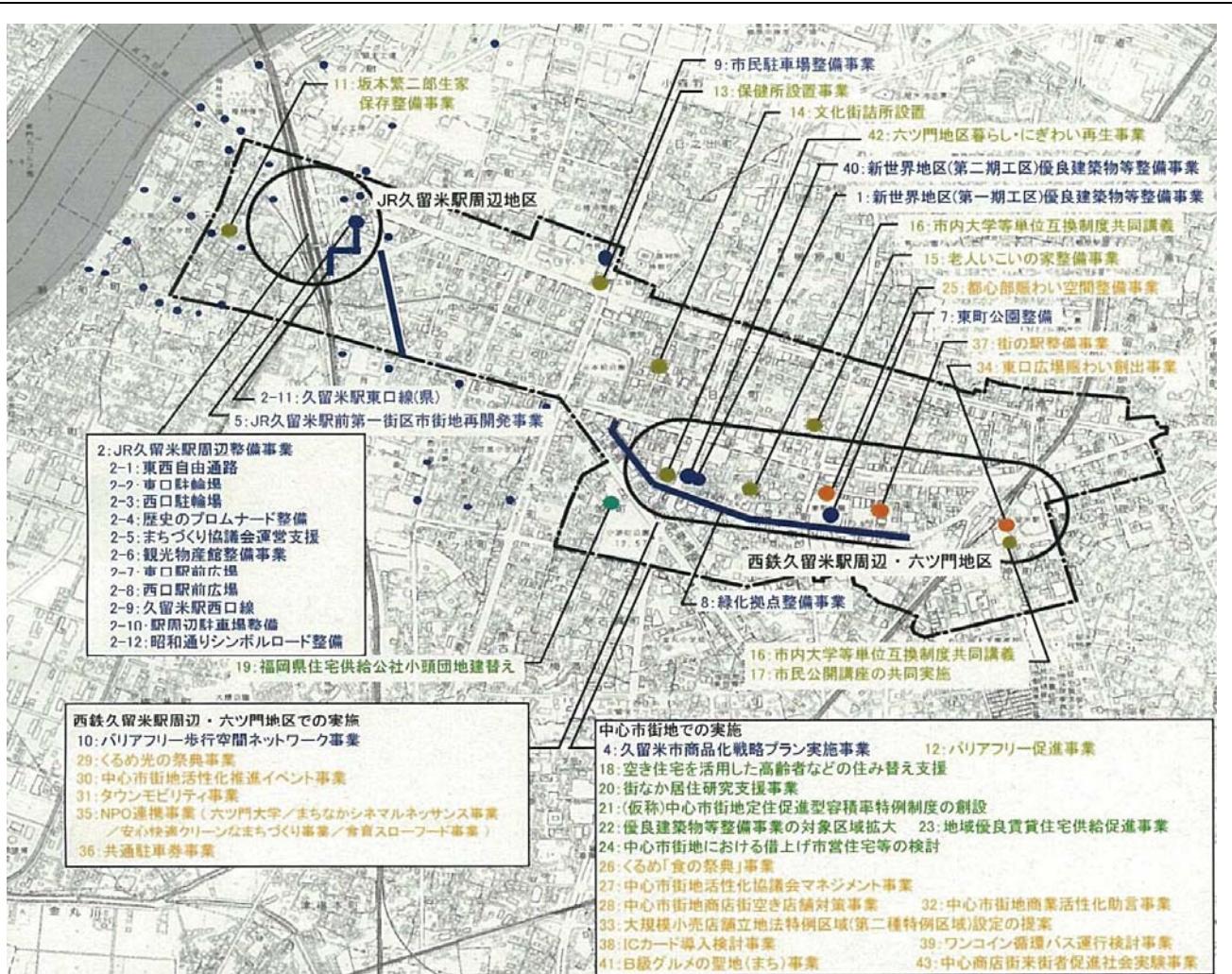
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	事業主 及び実施時期	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
市民駐車場整備事業(再掲) ・PFI 方式など の活用を検討 して駐車場を 整備する ・H19～H21	久留米市	<p>○位置付け 中心市街地への来街と市民への行政サービス利用の促進を図る。</p> <p>○必要性 駐車場の収容台数を増加することにより市民の利便性向上を図る。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	H19～H21	9
共通駐車券事業(再掲) ・共通駐車券の カード化と民間 駐車場との連 携、市営駐車 場の活用 ・H19～	株)ハイマート 久留米 久留米 ・H19～	<p>○位置付け モータリゼーション社会では、車での来街者へのサービスが不可欠である。街づくり会社が実施している共通駐車券のカード化と民間駐車場との連携により、来街者に対して駐車サービスの充実に取り組んでいく。</p> <p>○必要性 街づくり会社が運営する共通駐車券事業を効果的に推進し、街づくり会社、商店街、駐車協会の連携の中で一体的な駐車サービスの提供を行う。共通磁気カード化による無人駐車場への対応、市営駐車場の指定管理者制度の導入と活用を行う。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	久留米市委託事業 H20	36

ICカード導入検討事業 ・H19～24	西日本鉄道(株) ハイマート久留米	<p>○位置付け 平成 20 年を目指し、交通事業者である西鉄グループによって、電子マネー・乗車ポイント・買物ポイントによるICカードの導入が進められているため、中心商店街との連携により活性化を図る。</p> <p>ほとめき通り商店街 ○必要性 街づくり会社と中心商店街が連携して、コミュニティポイントや共通駐車場ポイントなどの付加を検討し、来街者への利便性・サービス向上を目指す。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	・H19～24	38
ワンコイン循環バス運行検討事業 ・H19～24	西日本鉄道(株) 久留米市	<p>○位置付け 平成 23 年春の九州新幹線開業に向けて、JR 久留米駅および西鉄久留米駅間の回遊性を高めるため、100 円循環バスの運行を検討する。</p> <p>○必要性 JR 久留米駅および西鉄久留米駅間を 1 日 1,200 本のバスが運行しているが、新幹線開業でますます需要が高まって行くと予想されるため、現在運行している西鉄久留米駅から六ツ門までの 100 円バス区間を延長し、さらに回遊性を向上させる。</p> <p>これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</p>	・H19～24	39

◆ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



番号	事業名
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業
2	JR久留米駅周辺整備事業
2-1	東西自由通路
2-2	東口駐輪場
2-3	西口駐輪場
2-4	歴史のプロムナード整備
2-5	まちづくり協議会運営支援
2-6	観光物産館整備事業
2-7	東口駅前広場
2-8	西口駅前広場
2-9	久留米駅西口線
2-10	駅周辺駐車場整備
2-11	久留米駅東口線(県)
2-12	昭和通りシンボルロード整備
3	観光案内サイン事業
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業
6	交通安全施設整備事業
7	東町公園整備
8	緑化拠点整備事業
9	市民駐車場整備事業
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業
11	坂本繁二郎生家保存整備事業
12	バリアフリー促進事業
13	保健所設置事業
14	文化街詰所設置
15	老人いこいの家整備事業
16	市内大学等単位互換制度共同講義

番号	事業名
17	市民公開講座の共同実施
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え
20	街なか居住研究支援事業
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業
24	中心市街地における借上げ市営住宅等の検討
25	都心部賑わい空間整備事業
26	くるめ「食の祭典」事業
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業
29	くるめ光の祭典事業
30	中心市街地活性化推進イベント事業
31	タウンモビリティ事業
32	中心市街地商業活性化助言事業
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案
34	東口広場賑わい創出事業
35	NPO連携事業（六ツ門大学／まちなかシネママルネッサンス事業／安心快適クリーンなまちづくり事業／食育スローフード事業）
36	共通駐車券事業
37	街の駅整備事業
38	ICカード導入検討事業
39	ワンコイン循環バス運行検討事業
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業
41	B級グルメの聖地(まち)事業
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業
43	中心商店街来街者促進社会実験事業

◆ 事業スケジュール

番号	事業名	新幹線開業▼							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業								
2	JR久留米駅周辺整備事業								
2-1	東西自由通路								
2-2	東口駐輪場								
2-3	西口駐輪場								
2-4	歴史のプロムナード整備								
2-5	まちづくり協議会運営支援								
2-6	観光物産館整備事業								
2-7	東口駅前広場								
2-8	西口駅前広場								
2-9	久留米駅西口線								
2-10	駅周辺駐車場整備								
2-11	久留米駅東口線(県)								
2-12	昭和通りシンボルロード整備								
3	観光案内サイン事業								
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業								
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業								
6	交通安全施設整備事業								
7	東町公園整備								
8	緑化拠点整備事業								
9	市民駐車場整備事業								
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業								
11	坂本繁二郎生家保存整備事業								
12	バリアフリー促進事業								
13	保健所設置事業								
14	文化街詰所設置								
15	老人いこいの家整備事業								
16	市内大学等単位互換制度共同講義								
17	市民公開講座の共同実施								
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援								
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え								
20	街なか居住研究支援事業								
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設								
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大								
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業								
24	中心市街地における借上市営住宅等の検討								
25	都心部賑わい空間整備事業								
26	くるめ「食の祭典」事業								
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業								
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業								
29	くるめ光の祭典事業								
30	中心市街地活性化推進イベント事業								
31	タウンモビリティ事業								
32	中心市街地商業活性化助言事業								
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案								
34	東口広場賑わい創出事業								
35	NPO連携事業 (六ツ門大学／まちなかシネマルネット／サンス事業／安心快適クリーンなまちづくり事業／食育スローフード事業)								
36	共通駐車券事業								
37	街の駅整備事業								
38	ICカード導入検討事業								
39	ワンコイン循環バス運行検討事業								
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業								
41	B級グルメの聖地(まち)事業								
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業								
43	中心商店街来街者促進社会実験事業								